特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和7年5月23日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

法令上の根拠

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	介護保険関係事務				
②事務の概要	介護保険法、八戸市介護保険条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルは以下の事務で取り扱う。 ① 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ② 被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 ③ 介護給付、予防給付、市町村特別給付又は介護予防・日常生活支援総合事業の第一号事業支給費の支給に関する事務 ④ 要介護認定、要方護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑤ 介護総付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥ 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ② 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ② 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ③ 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ④ 保険料で支払の一時差止に関する事務 ④ 保険料で教収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ① 地域支援事業に関する事務 ① 地域支援事業に関する事務 ① 地域支援事業とび委託における介護予防・日常生活支援総合事業の利用料に関する事務 ① 地域支援事業とび委託における介護予防・日常生活支援総合事業の利用料に関する事務 ① 化域支援事業及び委託における介護予防・日常生活支援総合事業の利用料に関する事務				
③システムの名称	①介護保険システム ②団体内統合宛名システム ③中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル名					
①介護資格関係情報ファイル ②介護保険料関係情報ファイル ③介護給付関係情報ファイル					
3. 個人番号の利用					

番号法第9条第1項 別表100の項

4. 情報提供ネットワークシ	、ステムによる情報選	車携			
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定		
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 〇第三欄(情報提供等係情報」が含まれる項 161の項) 〇第三欄(情報提供等 方護 保険法が規定されて (情報照会の根拠) 〇第一欄(情報照会	に基づく主務省令第2条の表者)が「市町村長」の項のうち、領 頁(2、3、7、11、15、42、56、65、 者)が「他の法令による給付の3 人情報)が「他の法令による給付いる項(6、27、38、70、116、13 者)が「市町村長」の項のうち、領」が含まれる項(131、132の項)	69、80、83、86、87、108、 支給を行うこととされている 寸の支給に関する情報」等 7、145、158の項) 第二欄(特定個人番号利用	115、125、128、132、144、 者」等の記載の項のう の記載で、法令について	
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	福祉部 介護保険課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先		務課 情報公開グループ 戸市内丸一丁目1番1号 内線3011			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	八戸市 福祉部 介記 〒031-8686 八月 0178-43-2111	隻保険課 管理グループ 戸市内丸一丁目1番1号 内線5552			
9. 規則第9条第2項の適用	Ħ		[]適用した	
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		苘]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年3月31日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	17年3月31日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
	項目評価書 施機関については、それ] uぞれ重点項目評	<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書及 3)基礎項目評価書及 価書又は全項目評価書において、リス	び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワーク -	システムを通じた	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	ა	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	ర్]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	శ్]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた提供を除く。) [()]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	ర]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	გ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業		人[]	手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には、情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、下記の対策を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力時の複数人での確認。・特定個人情報の記載がある申請書等の保管文書及び廃棄文書について、施錠できるキャビネットに任管することの徹底。				
9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[]内部監査	[]外部監査		
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われ 2) 目的を超えた紐付け、事 3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な(5) 不正な提供・移転が行れ 6) 情報提供ネットワークシ	しるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 マステムを通じて目的タ マステムを通じて不正な	け策 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) トの入手が行われるリスクへの対策 は提供が行われるリスクへの対策 の対策		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	施している。また、副本登録等に 人情報は、担当業務に必要な筆	こ使用する統合宛名シ 范囲に制限しており、扎 †策を講じていることか	でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実 レステムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個 旦当していない業務に関する特定個人情報を紐付いら、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報 りと考えられる。		

変更箇所

変更箇	<u>ग</u>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月12日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ①部署	市民健康部 介護保険課	健康部 介護保険課	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成28年4月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒031-8686 八戸市内丸-丁目1番1号 八戸市庁 総務部 総務情報管理室 情報公 開グループ 0178-43-2111	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成28年4月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	〒031-8686 八戸市内丸-丁目1番1号 八戸市庁 市民健康部 介護保険課 管理グ ルーブ 0178-43-2111	八戸市 健康部 介護保険課 管理グループ 〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5552	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成28年9月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 〇第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付 等関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,26, 30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87, 90,94,117の項) 〇第三欄(情報提供者)が「他の法令による給 付の支給を行うこととされている者」等の記載の 項のうち、第四欄(特定個人情報)が「他の法令 による給付の支給に関する情報)が「他の法令 による給付の支給に関する情報)等の記載で、 法令について介護保険法が規定されている項 (5,22,43,81,88,97,109,120の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 〇第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう 5、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付 等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、 11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、 80、87、90、94、108、117の項) 〇第三欄(情報提供者)が「他の法令による給 付の支給を行うこととされている者」等の記載の 項のうち、第四欄(特定個人情報)が「他の法令 による給付の支給に関する情報」等の記載で、 法令について介護保険法が規定されている項 (5、17、22、43、81、88、97、106、109、120の 項)	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	前田 美智子	佐々木 勝弘	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成30年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ②所属長	佐々木 勝弘	夏坂 一史	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
平成31年4月1日	様式変更	評価書様式変更に伴い、新様式に内容転記	評価書様式変更に伴い、新様式に内容転記 Ⅳリスク対策を作成	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和2年4月1日	5年経過前の評価再実施に伴 い、評価書全体を見直し	業務や取り扱いに関する変更なし		事前	
令和2年4月1日	機構改革による部名変更を反映 I-5-① 評価実施機関にお ける担当部署 I-8 特定個人情報ファイル の取り扱いに関する問合せ	健康部	市民防災部	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和2年4月1日	所属長名を削除 I-5-① 評価実施機関にお ける担当部署 所属長の役職 名	課長 夏坂 一史	課長	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和3年9月1日	I-2-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和5年4月1日	機構改革による所属部変更を 反映 I-5-① 評価実施機関にお ける担当部署 I-8 特定個人情報ファイル の取り扱いに関する問合せ	市民防災部	福祉部	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和7年4月1日	様式変更、番号法関連省令の 改正による変更、並びに5経 過前の評価再実施に伴い評 価書全体を見直し	各項目の内容は事項以降(変更日が令和7年4 月1日のもの)を参照	各項目の内容は事項以降(変更日が令和7年4 月1日のもの)を参照		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ② 被保険者証又は認定証に関する事務 ③ 介護給付、予防給付又は市町村特別給付 の支給に関する事務 ④ 変力護設定、要介護更新認定又は要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に分する応答に関する事務 ⑤ 変更を援認定、要支援更新認定又は要支援財態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査又はその申請に係る事実についての審査とはその申請に係る事実についての審査とはその申請に係る事実についての審査とはその申請に係る事実についての審査とはその申請に係る事実についての審査とはその申請に係る事実についての審査とはその申請に係る事実についての審査とはその申請に係る事実についての審査とはその申請に係る事実についての審査とはその申請に係る事実についての審査とはその申請に係る事実についての審査とはその申請に係る事実についての審査とはその申請に係る事実についての審査とはその申請に係る申請に係るする事務	①被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ②被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 ③介護給付、予防給付、市町村特別給付又は介護予防・日常生活支援総合事業の第一号事業支給費の支給に関する事務との表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令第50条	番号法第9条第1項 別表100の項	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和7年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	による給付の支給に関する情報」等の記載で、 法令について介護保険法が規定されている項 (5、17、22、43、81、88、97、106、109、120の 項) 〇第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第 136条第1項(同法第140条第3項において準用 する場合を含む。)、第138条第1項又は第141	○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が高まれる項(2、3、7、1、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項) ○第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項の方ち、第四欄(利用特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令について介護保険法が規定されている項(6、27、38、70、116、137、145、158の項)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	Ⅱ しきち値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
令和7年4月1日	II しきち値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人の対策は十分か 判断の根拠	新設	(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か) 十分である (判断の根拠) マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機断的なガイドラインに従い、マイナンバー教育の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うには4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、下記の対策を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力時の複数人での確認。・・特定個人情報の記載がある申請書等の保管文書及び廃棄文書について、施錠できるキャビネットに保管することの徹底。	事後	その他の項目の変更であり、 事前の提出・公表が義務付け られない
	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	新設	(最も優先度が高いと考えられる対策) 2)目的を超えた紐づけ、事務に必要のない情報との紐づけが行われるリスクへの対策 (当該対策は十分か【再掲】) 十分である (判断の根拠) 介護保険システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合及システムにおいても、各職員が関策等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関っておいたの対策を請じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない